

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人寺尾寛の上告趣意のうち、違憲をいう点は、道路交通法七二条一項後段、一一九条一項一〇号が憲法三八条一項に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和三五年（あ）第六三六号同三七年五月二日大法廷判決・刑集一六巻五号四九五頁）の趣旨に照らして明らかであるから、所論は、理由がなく、その余は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年六月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	藤	益	三
裁判官	下	田	三
裁判官	岸	武	夫
裁判官	上	康	
裁判官	藤	重	
	団	光	